

# インド大乘仏教經典に見られる刑罰・戦争論 ——十善はどのように王政として展開されるのか——

杉木恒彦

## はじめに

南アジアの仏教と暴力の関係をめぐる論考は、海外で多く刊行されているが、日本にはあまりない。インドやスリランカにおいて仏教は王権の支持を受けてきた歴史があるのだから、王権が行使する暴力に対し仏教の指導者たちがどのように向き合ってきたかを解明することは、宗教史研究においては無視できない課題である。

本稿は、インド大乘經典『サティヤカの章』(Satyakapariṣvarta、以下、「本經典」)<sup>1)</sup>の第5章・6章・8章(4～6世紀に成立)<sup>2)</sup>が説く王政論を、とりわけその刑罰・戦争論に着目して検討する。本經典のサンスクリット語写本は現存していないため、チベット語訳版を使用する。インド仏教文献に見られる刑罰・戦争論は一様ではない。本經典が説くものはその一例であり、決してインド仏教の刑罰・戦争論を網羅するものではない。だが他文献と比較して記述が詳しいため、じっくり検討する意義のある資料である。本經典の王政論については、Schmithausen、Zimmermann、Jamspal、Jenkins などによる重要な先行研究がある<sup>3)</sup>。本稿と見解が異なる部分に関して、それら先行研究の検討も行う。

本經典の第5章・6章・8章は、多数のニルグラント(Nirgrantha)たちを引き連れた説法者であるサティヤカ(\*Nirgranthaputra Satyaka「ニルグラントの息子サティヤカ」)<sup>4)</sup>と、ウツジャイニーを統治する暴力的な王であり聞き手であるチャンダプラディヨータ(Gtun po rab snang, \*Caṇḍapradīyōta「凶暴な光」)王の対話により構成される。サティヤカは仏教外の伝統(「ニルグラント」からジャイナ教を思わせるが不明)の指導者であり、「バラモン」(brāhmaṇa)と呼ばれ、異教徒で

ありながら仏教的理念に基づいた王政論をチャンダプラディヨータ王に説く。一見奇妙であるが、異教の修行者が仏教的理念に即した王政論を説くことは、後述する本經典の王政論のいくつかの側面とかかわりがあるように思える。

## 1 王政の軸：十善、三毒の克服、注意深さと憐み

本經典において、王が順守すべき基本的な戒めは、十の良い行いの道 (dge ba bu'i las kyi lam 「十善業道」、以下「十善」) である。あるべき理想の王を「法を具えた王」(chos dang ldan pa'i rgyal po, \*dhārmiko rājā、あるいは「正しい王」)<sup>5)</sup> と呼ぶが、「法を具えた」とは自分自身が十善を受け入れ順守していることを意味する<sup>6)</sup>。以下は、本經典の十善の要約である<sup>7)</sup>。

- (1) 殺さず、重刑 (chad pa) をせず、危害を加えない (不殺生)。
- (2) 与えられていないものを取らない (不偷盜)。
- (3) 姦通をしない (不邪淫)。
- (4) 嘘を語らない (不妄語)。
- (5) 双方を仲違いさせる言葉を語らない (不兩舌)。
- (6) 強く不快な言葉を語らない (不惡語)。
- (7) 無意味な言葉を語らない (不綺語)。
- (8) 他人の財産を欲しいと思わない (不貪欲)。
- (9) 害意を起こさない (不瞋恚)。
- (10) 業報を否定するといった誤った見解をもたない (不邪見)。

王は王宮での自身の生活にとどまらず、自らの統治行為もこの十善に即したものとしなければならない。十善のうち、最初の善である不殺生には、罪人に対し重刑 (後述するように、死刑と、目などの知覚器官を損壊させたり身体の一部を切断したりする重度の身体刑を指す) を行わないことが含まれている。また王は、十悪 (十の悪しき行い、すなわち十善の逆) を避けるために、注意深さ (bag mchis pa 「不放逸」) を保つ等を行わなければならない<sup>8)</sup>。

王は、ただ十善のみを統治のよりどころとするのではなく、加えて、様々な具体的教えを説く經典や律典や論書といった教書 (bstan bcos) に依拠して統治を行う<sup>9)</sup>。だが、仏教外の伝統で編纂された統治の教書であるアルタ・シャース

トラ群——本經典では、カウティリヤの『アルタ・シャーストラ』(Arthaśāstra、『実利論』)だけでなく、それに類する教書一般を指している——に依拠してはいけない。なぜなら、それらは王の統治行為として暗殺や死刑や重度の身体刑といった殺生の実行を命じるからである<sup>10)</sup>。王が依拠すべき教書は、そのような殺生の行使ではなく、貪り・怒り・迷いという三毒(3つの悪しき心の活動)の克服を基調とするものでなければならない<sup>11)</sup>。具体的な教書名は書かれていないが、本經典も含めた、仏教の多くの書がそれに該当するのだろう。また、王は単にそのような教書に機械的に基づいて統治をするのではなく、後述するように、並行して王自身が三毒を抑制することも求められている。

三毒の克服は、十善の最後の3項目(不貪欲・不瞋恚・不邪見)に内容的に対応するものである。一般に十善の内容は、身体の善き活動(最初の3項目)、言葉の善き活動(次の4項目)、心の善き活動(最後の3項目)に分類されるが、三毒の克服はこれらのうち心の善き活動に相当する。このように、三毒の克服への着目は、十善の規範と矛盾するものではなく、むしろ十善の内面的な部分を強化するものである。

では、三毒の克服を基調とする教書を用いた統治とは、どのような統治なのだろうか。それは、その教書から十善に即した様々な具体的政策を導けるだけでなく、十善に即した統治行為が、確かに、王自身の悪しき貪りと怒りと迷いの心からなされるものではなく、というものであると思われる。そして、三毒を克服する根本の原因となるものは、注意深さと憐み(snying rje)である<sup>12)</sup>。王はこれらを具えていなければならない。注意深さと憐みは以下のように説明されている<sup>13)</sup>。

法を具えた王の財産も自分自身も無常であると理解し留意し、罪であると観想しながら解脱を望むことにより、財産を用い王の自在力を行使すること、これが彼の注意深さである。その状態(注意深い状態)にあって、①得られていない財産の果実を使用しないことと、②得られたものであっても適時でなければ使用しないことと、③適時であっても貧者たちを害しながら使用しないことと、④飢饉の害が生じたならば[食料の提供など]臣民の守護を行うことと、⑤窃盗の害や外[国]の軍隊の害や何か互いに害となるものが生じたならば適切に支援を行うことと、⑥貧者たちに富を施すことと、⑦罪人た

ちを適切に処罰すること。以上が、彼の憐みと言われるものである。大王よ、それら2つの法を具えるならば、法を具えた王は臣民を正しく守ると言われる。注意深さと憐みという2つである。

要するに、注意深さとは財産（国庫）と権力の行使の基礎となる心のあり方であり、憐みとはそれら財産と権力を具体的に行使していく心のあり方である。注意深さは、自分自身と自分の財産を無常であり過ちであるとみなす無常観と、そのような現世的なものへのとらわれを離れて解脱へと意識を向けるという仏教修行の基本的な要素を内実としている。そのようなとらわれのない瞑想的な注意深さのうえに、憐みが成り立つ。憐みによる具体的な政策は、臣民（本稿では自国の住人をはじめ王に忠誠を誓った人々を指すことにする）の守護を主たる内容としている。一般にインド古典において、王の最も重要な義務は臣民を守ることである<sup>14)</sup>。本経典は、注意深さと憐みなどの仏教の教義を用いて、この王の義務を再構築する。そして、引用文末尾に述べられているように、これら注意深さと憐みが、臣民の守護である王政の根本要因である。なお、注意深さはとりわけ原始仏典において、憐みは大乗仏典において強調される概念である。

以上、曖昧な点もあるが、本経典が説く王政の軸となるものを、おおむね以下のようにまとめることができる。法を具えた王、すなわち正しい王の統治の基本となる規範は十善である。貪りと怒りと迷いという三毒を離れることは、十善の内面性の部分を強化し、十善に即した統治を補強するものである。そして、注意深さと、そのうえに成り立つ憐みが、それら十善の順守と三毒の克服を遂行させる、王政の根本である。なお、先行研究は、注意深さと憐みに着目はするが、王政がこのような十善を基本的な規範・枠組みにしていることを重視していないか、あるいは全く論じていない。

以上のような正しい王政を遂行するために、王はときおり、沙門（dge sbyong、他の箇所では比丘 dge slong）とバラモン（bram ze）のうち優れた知者から善悪などに関する指導を受ける必要がある<sup>15)</sup>。王を導く者は、仏教的観点から望ましい指導をすることができるならば、仏教徒でも仏教外の伝統の徒でもよい。前述のように、本経典の主人公であり、仏教的理念と調和するこの王政論を説き、かつ「バラモン」と呼ばれているサティヤカは、仏教外の伝統の指導者である。王の統治は非仏教に対して完全に排他的というわけではないのだろう。これは

インドの歴代の仏教徒の王にも一定程度当てはまる傾向である<sup>16)</sup>。また、「十善」という名称は仏教のものだが、その内容の多くは仏教外のインドの諸伝統にも共通して見られる徳目あるいは戒めである<sup>17)</sup>。現代に見られるような、特定の政治的集団が特定の宗教伝統と結びつき、排他的に他の政治・宗教的集団と対立する、という状況ではない。なお、以上のような、宗教的指導者と王が聖俗の役割分担をしつつ、前者が後者に規範を提供するという聖俗界の関係は、バラモン教の法典群に説かれるバラモンと王の関係と形式的には類似している。

## 2 刑罰について

本稿第1節における、注意深さと憐みを説明する引用文の中、憐みの項目⑦に記されていたように、罪人を適切に処罰することは憐みの実行である。どのようなあり方で刑罰は憐みであるのか。

まず、刑罰は、罪人を決まりごと (khas blangs pa) に従わせるという目的のためになされる<sup>18)</sup>。この決まり事が何を指すかは本經典にはっきり説明されていない。だが、十善が王政の基本的規範であることから考えれば、十善あるいは十善に即して王が定めた法令一般を指しているのだろう。

刑罰は、軽微なものを行うのが基本である。罪人に対し口頭での注意で刑罰の目的が達成されるならば、口頭での注意のみを施す<sup>19)</sup>。また、刑罰は、慈しみをもって行うのであり、怒りをもってではない。すなわち、もし口頭での注意のみでは目的が達成しないと分かったならば、死刑と（目を潰す等の）知覚器官の破壊と体肢の切断といった重い身体刑を除いて、慈悲の心から、拘束、収監、打つこと、威嚇、あるいはその他の軽微な身体刑、非難、叱責、居住地からの追放、罰金などにより厳しく対処する<sup>20)</sup>。

だが憐みが強ければ、厳しく処罰する気持ちが失せそうである。憐みの心によって厳しく処罰するとはどういうことなのか。これを説明するために、息子をしつける父の譬えが述べられる。父は、悪さをする息子をしつけるために、息子への憎悪<sup>21)</sup> や害意からではなく（十善の第9）、慈悲の心から、殺しや体肢切断など重度の身体刑を除く軽微な処罰の方法により、息子を厳しく指導する。すでに犯した罪を反省させ、また今後も罪を犯さないように、すなわち矯正のためにしつけるのである<sup>22)</sup>。王も、臣民たちを自分の息子と考えて、怒りではなく憐みの心から、罪を犯した臣民の矯正のために軽微な処罰で厳しく対処す

る<sup>23)</sup>。

このように、罪人に対する憐みから罪人を矯正するために刑罰を行うというのが、本經典における基本的な刑罰観である。だが、同時に、王は憐み深さが行き過ぎてはいけないとされる。なぜなら、そのような王は刑罰全てを廃止するので、治安が乱れるからである<sup>24)</sup>。

すでに述べたように、本經典では、死刑と重度の身体刑は禁止される。これについて、本經典は以下のように述べる。

[サティヤカは] 語った——大王よ、王は、たとえ[自分の]心に煩惱があるとしても、左にいる者(罪人)の命を絶つこと(死刑)や、あるいは感官や体肢や[指など]身体の小部分を切断することを考えない。それはなぜか。同じように、彼(死刑囚)は、たとえ自分の業の力により死ぬとしても、憎悪の心を生じて死んだならば、数々の悪趣に生まれることになり、長い期間、つきまとう憎しみをもつことになるだろう。[それを]見るので、それゆえ有情を殺す(死刑にする)ことは説かれない。感官と体肢と[指など]身体の小部分も、後に回復できないので、それゆえそれらを切断し損ねることは適切であると説かれない。大王よ、拘束や収監などは、回復可能なので、それゆえ適切であると説かれる。王は全ての臣民を完全に守護する者であるならば、そのように[上記の重刑を]なしたならば他ならぬそれ(臣民)を守護したことにならないので、それゆえ、王は臣民を完全に守護することも達成しなかったことになる。大王よ、すなわち、殺すことと、感官と体肢と[指など]身体の小部分を切断し損ねることは、臣民を不適切に悲しませるあり方であり、それは法を具えた王が行うべきことではない<sup>25)</sup>。

本稿第1節で述べたように、規範の観点から述べれば、死刑と重度の身体刑が禁止されるのは、それが十善の最初の善である不殺生に反するからである。上記引用文はこの原則に、罪人への憐れみという内面性の要素を絡めていく。なぜ王は死刑をすべきでないのか。引用文によれば、死刑囚は、たとえ自分の業の力により死ぬとしても、憎悪の精神状態で死ぬので、悪趣への転生を繰り返すことになるからである(なぜそうなるのかは後述)。また、なぜ王は重度の身

体刑をすべきでないのか。破壊・切断された身体部位は回復できないからである。これらに対し、上述の拘束や収監などは、回復するので、矯正を目的とする刑罰として適切である。このように、不殺生の戒めに反するがゆえに、加えて、重刑は罪人に不幸な結果をもたらすという罪人への憐れみから、そして刑罰は罪人の矯正を目的とするという観点から、重刑を禁止するのである。

死刑禁止の理由について、もう少し深く探ってみよう。仏教には、死刑を認める説と禁止する説の両方がある。上述の、死刑囚は自らの業の報いとして死ぬという発想は、『ミリンダ王の問い』に見られる。『ミリンダ王の問い』の中で、ミリンダ王は仏教僧ナーガセーナに「如来は一方で不殺生を説き、一方で死刑を容認するような言葉も述べたが、これは矛盾ではないか」という旨の質問をする。これに対しナーガセーナは「死刑執行は死刑囚自身の悪業の報いとして生じるので、そこに如来の言葉による殺生はなく、したがって矛盾ではない」という旨の回答をする<sup>26)</sup>。おそらくナーガセーナの説明は、死刑容認より如来の言葉に矛盾がないことに力点があるのだろう。だが、彼が述べたこの考え方は、死刑は誰かによる殺生（不殺生戒の違反）というより死刑囚自身の業報である、という死刑容認説として本経典で言及されている。そして本経典は、この死刑容認説をいったん受け入れたうえで、別観点から、それでも死刑を行ってはいけないと主張する。死刑囚は死刑によって憎悪の念をもって死ぬため、地獄などの悪趣に転生するからである。死ぬ時の精神状態で来世の境遇が決まるという考えは、仏教発生以前から古く存在する、インドの重要な死生観の一要素である。この教えを用いながら、本経典は死刑を否定するのである。

### 3 戦争について

本稿第1節における、注意深さと憐みを説明する引用文の中、憐みの項目⑤に記されていたように、外国の軍隊による危害から臣民を守ることも憐みの実行である。どのように守るのであろうか。

「戦争のための軍隊が近くにいるならば」、王は、第1段階、第2段階、最終段階に分けて、合計3種類の手段の巧みさ（善巧方便）によって対処する<sup>27)</sup>。「戦争のための軍隊が近くにいるならば」と極簡潔に記されたこの状況がどのようなものであるかは後に検討することにして、以下、それら3段階と3種類の手段の巧みさの内容を見ていこう。

第一段階では、王は、以下の3つの方策のいずれかにより、戦争の阻止を試みる。すなわち、①友好 (mdza' bar bgyi ba) と、②支援 (phan gdags pa) と、③威嚇 (jigs pa bstan pa) すなわち広範囲の同盟関係とそれにより大きな対抗勢力となる恐怖などを敵に抱かせること、である<sup>28)</sup>。これら3つの方策のうち、①と②はバラモン教の法典群の懐柔 (sāman 等) と贈与 (dāna) にそれぞれ相当すると見てよいだろう。法典群では3つ目の方策は分断 (bheda) であり、異なる<sup>29)</sup>。また、本経典は、王は、敵は何か原因があって罪 (この戦争) を犯そうとしていると考え、その原因を取り除いてやることによって敵と友好関係をもつべきであるとも説く<sup>30)</sup>。友好などの戦争回避の方策を試みることは、不殺生 (などの十善) の戒めによるものであるとともに、敵兵に対するこのような王の憐みによるものでもあろう。ここで「憐み」と言ったが、文献には「憐み」という言葉は使用されていない。だが、敵に対し怒るのではなく、四諦 (苦しみには原因があり、その原因を取り除く) による導きのように敵を罪から救い上げようとすることも、憐みと解釈して大きな問題はないだろう。(なお、後に重要な論点となるが、敵兵への憐みと臣民への憐みはいかなる状況でも全く同じというわけではない。今述べたように、敵兵に対し王がもつ「憐み」は解釈によってそう言えるものであって、経典本文には「憐み」という言葉を明確に敵兵に対して使用している箇所はない。このことには意味があるように思われる。)

だが第2段階、すなわちもしそれら3つの方策によっても敵軍が戦いをあきらめないならば、王は、以下の三つの決意をもって戦争を開始するべきである。すなわち、①臣民を完全に守るという決意、②敵に勝つという決意、③敵を生け捕りにするという決意<sup>31)</sup>である。つまり、王は不殺生の戒めを保持しているので、そして自分の臣民はもちろん敵兵に対しても憐みをもつので、敵兵を殺さず生きたまま捕らえることによりこの戦争に勝利し、臣民を守ろうと試みるのである。王はこのような3つの決意をもって四支構成の軍隊 (歩兵隊、騎馬隊、象隊、戦車隊) に命令する<sup>32)</sup>。

最終段階では、戦場において、勝利のために王はそれら四支構成の軍隊を効果的に配置し、戦う<sup>33)</sup>。なお、戦争を最終手段とすることは、バラモン教の法典群と同じ考えである<sup>34)</sup>。

以上の戦争行為について、本経典は以下の文言で締め括る。

以上のように、手段に巧みであり、戦争をよく準備している王は、外の軍隊 [の人々] を殺しても、あるいは負傷させても、それにより王に非難されるべきものはほとんどなく、悪徳はほとんどなく、[殺生の] 果報を受けることも決してないだろう。それはなぜか。このように、彼は、憐みと全くあきらめない心によって、その行為を企てたからである。彼は臣民を完全に守ることと息子と妻と一族のために自分自身 (自分の命) と財産を完全に放棄して、その行為を行ったがゆえに、福德も無限に増大する。大王よ、戦争の [ための] 軍隊が近くにいるならば、法を具えた王は、そのようにきちんと対処するべきである<sup>35)</sup>。

王は敵兵を殺さず生け捕りにするとの決意をもって戦う。とはいえ、友好・支援・威嚇の方策を受け付けず、戦意満々で武器を振りかざして迫ってくる敵兵に対し、生け捕る余裕がなく武器で対抗せざるを得なくなる、ということは起こり得よう。殺さないとの決意をいったん立てている以上、この殺傷は不可避的なもの、真の最終手段であると考えるべきである。そして、このようにたとえ戦場で敵兵を殺傷してしまったとしても、王は殺生という悪業の報いを受けることもなく、逆に無限の功德 (具体的にどのような功德かは説明されていない) を生み出すという。戦場で敵兵殺傷を行う王も、「法を具えた王」(不殺生など十善を順守する王) である。どういうことか。

Zimmermann は、戦場での敵兵殺傷を容認する上記引用文を、死刑の禁止などそれまでの内容と実質的なつながりのない不自然な付け足しとし、矛盾ととらえている<sup>36)</sup>。Zimmermann の解釈を間違いであるとは断言できない。だが、それまでの内容とこの引用文の間に一貫性を見出すことも可能である。以下、この一貫性について説明しよう。

まず、なぜ王はこの戦争によって無限の功德を生み出すのか。引用文によれば、それは、王が、臣民を完全に守ることと息子と妻と一族のために自分自身 (自分の命) と財産を完全に放棄して、その行為を行ったからである。臣民の守護、一族の利益、戦場で自分の命と財産を捨てて戦うことは、もともとバラモン教の法典群や叙事詩群が説く王族 (クシャトリヤ) のダルマ (義務) の要素である<sup>37)</sup>。同時に、戦場で自分の命と財産を放棄することは、本經典の王政を成り立たせる最も根本の要素である注意深さ (自分自身と財産を無常であると知り、

とらわれない) から発する仏教的なものでもある。以上はいずれも王として、そして仏教徒として好ましい行為であるので、多くの功德を生み出すのだろう。

だが、好ましい行為をしたとはいえ、王はこの戦争で敵兵を殺傷している。なぜ王は、功德を生み出す一方、殺生という悪業の報いを受けないのか。引用文によれば、それは、王が「憐み」と「全くあきらめない心」で殺生を行ったからである。どういうことだろうか。

罪をめぐる仏教の考え方は一様ではない。重要なものとして、罪の本質は、行為そのものというより、その行為がどのような意図・精神状態でなされたかにある、という考え方がある。アサンガ (Asaṅga) の『菩薩地』(Bodhisattvabhūmi) の戒の章 (Śīlapāṭala) によれば、菩薩においては、一般に罪は(貪り・怒り・迷いの三毒のうち) 怒りから生じるのであり、禁止された行為であっても利益をもたらすならば、憐みを意図として行う限り、その行為は罪ではない。様々な解釈の余地があるこの教えは、アサンガ以降、複数の大乗仏教の論書で繰り返し説かれる、一種の定説である<sup>38)</sup>。この教えは本經典に明記されているわけではないが、Jenkins が指摘するように(後述)、暗に前提とされているように思える。だからこそ、「憐れみ」のゆえに、王は戦場で殺傷行為——殺生は禁止された行為であるが、この殺生は臣民に守護という利益をもたらす——を行ったとしても罪にならないと説かれるのである。敵兵を殺傷するとき、王が抱えている意図は、敵兵に対する怒りではなく、臣民を守ろうという、とりわけ臣民に対する憐みであろう。「全くあきらめない心」が何をあきらめないことなのかは分かりにくい、少なくとも先に立てた3つの決意のうち、敵兵を生け捕りにする決意を除いて、臣民を守る決意と戦争に勝利する決意を王はあきらめていないだろう。

とはいえ、先に述べたように、王は敵兵に対しても憐れみをもってはいる。王は、敵兵は何か原因があってこの罪を犯そうとしているのだと考え、その原因を取り除き、罪から免れさせ、友好関係を築こうとする。それゆえ、王はまず戦争を避けようと試み、それがだめなら敵兵を殺さずに戦争に勝利しようとする。だが不可避的とはいえ殺傷してしまったならば、敵兵に対する王の憐れみはどうになってしまうのか。本經典は、法を具えた王を害意をもって攻撃する敵兵たちがどのような運命を迎えるかについて、以下のようにも述べている——「彼(王)に害意をもつ敵たちは、各自の業の熟した結果である罪に

よって滅びてしまい、いなくなるだろう」<sup>39)</sup>。これは先に述べた『ミリンダ王の問い』における死刑容認説と同じ論理である。死刑執行は死刑囚自身の悪業の報いとして生じると同じく、戦場での敵兵殺傷は王への害意をもつ敵兵自身の悪業の報いとして生じる、いわば宿命的なものである。敵兵自身の悪業の熟した結果である罪とは、王への害意という悪業から発する、戦闘行為を含む敵対行為を指すのだろう。

だが、戦場で殺されることは敵兵自身の自業自得であったとしても、なお問題は残る。なぜなら、死刑執行が死刑囚の自業自得であるとしても王は決して死刑をしないのに対し、戦場では敵兵の自業自得として王は敵兵を殺傷するのである。なぜ死刑は完全に禁止されるのに、敵兵殺傷は完全には禁止されないのか。また、死刑になった者の来世の悲惨な境遇は説かれるのに、殺された敵兵のその後については本経典は何も語らない。なぜか。

これは、要するに、王は臣民と敵兵の双方に憐れみをもつが、臣民への憐れみが第一だからであると考えられる。本稿第1節の、注意深さと憐れみの内容を説明する引用文中の、憐れみの内容に再度注目してほしい。その際に論じたように、憐れみによる王の具体的な政策は、臣民の守護を主たる内容としている。インド古典一般において、王の最も重要な義務は臣民の守護である。本経典はこの考えを王政の主軸として受け入れつつ、そこに注意深さとともに、大乘仏教の概念である憐れみ（一般に菩薩の憐れみの対象は普遍的である）を掛け合わせる。それにより、王は臣民への憐れみから臣民を守護すると同時に、敵兵も憐れみの対象となる。これは王権をめぐるインド思想史において特異な考え方であろう。だが、王にとっては臣民の守護（憐れみ）が主軸であるため、戦場で敵兵を殺すことが臣民の守護のために不可避であれば、臣民への憐れみが優先されるのである。先に論じた、憐れみによる利益ある行為は罪にならないという罪観と、敵兵の戦死は敵兵自身の悪業の報いであるという業報観は、戦時下において王が敵兵より臣民への憐れみを優先させることを道義のうえで誤りでないことを補強するものである。

これに対し、王が裁く罪人は一般に王の臣民である。基本的に、王は自分の支配の及ぶ人々に対してのみ刑罰を執行することができるはずであり、他の王の臣民（敵兵）に対してではない。それゆえ、臣民への憐れみを第一とする王は、臣民が罪人であっても死刑等の重刑に処したりせず、父が息子をしつけるよう

に、矯正するのである。なお、戦争において生きたまま捕らえ捕虜にした敵兵の処遇として、何らかの刑罰を執行することはあるだろう。だが王の国内に身柄が拘束されている敵兵は、戦闘時のように緊急に迎え撃たなくてはならない不可避性もなく、矯正に向けて適度な刑罰を施すことができるだろう。前述のように、臣民を守るためにやむを得ぬ状況でない限りは、王は敵兵にも憐れみをもつ（敵兵の誤りの原因を取り除き、友好関係を築く）のである。

Jenkins は、この憐みによる戦場での敵兵殺傷の容認を、前述のように憐みによる利益ある行為は罪にならないというアサンガなどの説く罪観によるものとするとともに、『善巧方便経』(Upāyakaṣālyasūtra) や前述アサンガ作『菩薩地』などに説かれる“慈悲殺”の論理と同じものとみなす<sup>40)</sup>。本稿ではこの“慈悲殺”の内容を検討する余裕はないが、別稿で明らかにするように<sup>41)</sup>、共通点もあるが、それらは全く同じというわけではない。また、Jenkins は、なぜ本經典において死刑や重度の身体刑は完全に禁止されるのに、戦場での敵兵殺傷は容認されることがあるのかという問題について、何も論じていない。

ここで、検討を保留にしていた「戦争のための軍隊が近くにいるならば」とはどのような状況であるかについて検討したい。この戦争はどのような状況を想定したものなのか。Schmithausen は、この戦争を、敵軍の侵攻に対する純粋な自衛の戦争であると解釈し、インド仏教は侵略戦争を認めないが自衛戦争を容認していると述べる<sup>42)</sup>。これに対し、Zimmermann は、古代インドの王たちは領土拡大のために侵略戦争を行ってきたことにも注意を向けつつ、この戦争を純粋な自衛戦争のみに限定するはっきりとした記述は本經典中にないと指摘する<sup>43)</sup>。本經典には「侵攻」「自衛」いずれに相当する言葉もない。また、現実の戦争においては侵攻と自衛を明確に客観的に区別することはしばしば困難である。戦っている双方が自分たちの戦いを自衛のためと見なすことはあるし、自衛のための侵攻という考え方もある。Jenkins は、バラモン教の法典群では、侵攻も自衛もいずれも「守る」という言葉で説明されていると述べる<sup>44)</sup>。以上を参考にしつつ、本經典中の言葉を用いて説明するならば、この戦争は何より「臣民を守るための戦争」であり、古代インドの歴史的社会的状況と視点の相違によってそれは侵攻的にも自衛的にもなるかもしれない。

#### 4 結語

以上の議論をまとめよう。

インド古典一般において、王の最も重要な義務は臣民を守ることである。『サティヤカの章』は、この王の義務を、不殺生などの十善（統治の枠組み）、三毒の克服（十善の内面の部分）、そしてそれらの根本となる注意深さと憐みといった仏教の諸概念を用いて、再構築する。こうして作られた仏教的理念による王政論のうち、本稿は、とりわけ十善の最初の善である不殺生に関わる統治行為として、刑罰と戦争のあり方を検討した。

王は、刑罰のうち、死刑と重度の身体刑を行ってはいけない。それらは不殺生の戒めに反するだけでなく、加えて罪人への憐れみから、また刑罰の目的は罪人の矯正であるので、禁止される。罪人は死刑によって憎悪の精神状態で死ぬので、地獄など悪趣への転生を繰り返すことになる。また、破壊・切斷された身体部位は元に戻らない。このように、重刑は罪人を矯正するものではなく、不幸にするものなので、憐みある王は行ってはいけない。

敵国との間で軍事衝突の危機が高まったら、まず王は友好、支援、威嚇の方策を用いて戦争の回避を試みる。それらの方策によっても開戦を避けることができないならば、王は戦争を開始し、臣民を守るために、敵兵を殺さず生け捕りにするという方法で勝利することを試みる。このように、戦争を避け、また戦争が始まっても敵兵殺傷を避けることは、敵兵殺傷が不殺生の戒めに反するだけでなく、王にとって臣民と敵兵の双方が守護や救いの対象、つまり憐みの対象だからである。

だが、たとえ戦場で不可避免的に敵兵を殺傷することになったとしても、王は殺生という悪業の報いを受けないことはない。なぜなら、殺生という禁じられた行為であっても、それが利益になり、憐みからなされるのであれば、その行為は罪にならないからである。また、敵兵の戦死は、王に害意を抱く敵兵自身の悪業の報いとして生じる、宿命的なものだからである。王は臣民と敵兵の双方に憐れみを抱くが、臣民の守護が王政の主軸であるため、王にとって臣民への憐れみが第一義的である。それゆえ、王は、臣民を守る唯一・最後の手段として戦場で敵兵を殺傷することがあっても、自国の罪人（一般に罪を犯した臣民）には決して死刑などの重刑を課さないのである。

なお、誤解を恐れて強調しておきたい。王の憐みは、注意深さ（無常観などを内容とする）のうえに成り立つ、いわば修行者の精神状態であり、三毒に動機付けられた俗的な偏愛ではない。さらに、敵兵を殺傷するに至るまでには友好、支援、威嚇の方策を用る等いくつかの段階がある。決して本經典は、自分や自分の仲間や共同体への偏愛があれば直ちに自由に敵を殺してよいと言っているのではない。

以上が、本稿の議論の要約である。では、臣民の守護という王の義務は、本經典において仏教の諸概念と絡み合うことにより、どのような新たな側面を得たのだろうか。刑罰・戦争論に限って言えば、それは、守護が憐れみという大乘的内面性をともなうものになっていること、(臣民が第一ではあるが)王の憐れみが臣民と敵兵の双方に向けられていること、そして殺生の実行が限界まで避けられるようになっていることだろう。つまり、王政がより憐み深く、より不殺生を重視するものになったということである。

だが同時に本經典は、無常やとらわれを離れることや憐みや業報といった、もともとは修行者を静寂へと導くための仏教の諸概念を用いて、戦場において殺生の実行を(様々な条件付きとはいえ)容認する論理も生み出している。もとの教義がどれほど静寂で平和的で暴力と無関係であったとしても、それが王政や特定の歴史社会的状況など外来的な他の要素と結びつくことにより、暴力を容認する教えに変容することはある。本經典が、インドの仏教僧伽と王権の何らかの関わりの中で編纂されたことは想像できるが、具体的にどの地域のどのような歴史社会的状況の中で編纂され、具体的にどの王たちに使用されていたのかは分からない。本稿では經典の解説以上のことはできなかったが、このような暴力をめぐる宗教的言説の内容を読み解くことは、宗教と暴力をめぐる考察を進めるうえで必要な一歩であろう。

最後にもう一つ解釈を提示したい。主人公であるサティヤカは、本經典の最後部において、遠い未来世に悟りを得て仏になることを授記される。仏になる道を着実に進んでいるが、現世ではまだ修行の途上であり、しかも仏教外の伝統の徒である。仏教の立場から戦場での殺生を容認する教えを含む王政論を説く者を、仏陀ではなく、仏教に一定程度詳しいがまだ道半ばの異教の修行者に設定した点に、王権とのかかわりの中で本經典の編纂者が得ていたある種の葛藤を感じることができなくもない。

## 注

- 1) *'Phags pa byang chub sems dpa'i spyod yul gyi thabs kyi yul la rnam par 'phrul ba bstan pa zhes bya ba theg pa chen po'i mdo* (\**Āryabodhisattvagocaropāyaviṣayavikurvānirdeśa*), D No. 146 (98b6-111v5), S Vol. 77, No. 1 (50.2-85.5). Prajāvarman と Ye shes sde (9世紀) によるチベット語訳。本経典全体のチベット語校訂テキストとして Jamspal (2010b) (以下、J) が、その英訳として Jamspal (2010a) がある。だが両方とも問題があるため(これについては Silk (2013) も見よ)、本稿では J とともに上述チベット大蔵経所収の2つの版も用いることにする。本経典名を、Zimmermann は “Sūtra which Expounds Supernatural Manifestation [that are Part of] the Realm of Stratagems in the Bodhisattva’s Field of Action” (Zimmermann 2000: 177) と、Jenkins は “The Noble Teaching through Manifestation on the Subject of Skillful Means in the Bodhisattva’s Field of Activity” (Jenkins 2010: 60) と、Jamspal は “The Noble Revelation of Transformational Activities by Skillful Means in the Range of the Bodhisattva” (Jamspal 2010a: Introduction, xix) と訳す。漢訳名は「佛説菩薩行方便境界神通變化經」(求那跋陀羅訳, 5世紀, T271)、「大薩遮尼乾子所説經」(or「菩薩境界奪迅法門經」菩提流支訳, 6世紀, T272) である。本経典は、*Śikṣāsamuccaya* (165.17) に *Āryasatyakaparivarta* (「聖なるサティヤカの章」*āryasatyake parivarte*) という名称で引用されている (Jamspal 2010: 207n26) (Silk 2013: 160)。本稿では、簡潔であることを理由に、これに基づく名称『サティヤカの章』を本経典名として用いる。
- 2) 第5章の章名は *rgyal po'i drung du phyin pa* 「王のもとに赴く」、第6章の章名は *rgyal po'i tshul* 「王の道」、第8章の章名は *yon tan dang skyon bstan pa* 「美点と欠点を説く」である。本経典の成立年代については Zimmermann (2006: 231) を見よ。
- 3) Schmithausen (1999), Zimmermann (2000 & 2006), Jamspal (2010a & 2010b), Jenkins (2010 & 2010 (2011))。
- 4) 彼の名前のチベット語訳は *Gcer bu pa'i bu bden smra* である。推定サンスクリット語として、*Nirgranthaputra Satyaka* (上述 *Śikṣāsamuccaya* & Jamspal 2010a) / *Satyavādin* (Jamspal 2010a) / *Satyavaca* (Jenkins 2010) が先行研究で提案されている。*bden smra* であるから、*Satya + vac* の何らかの形となるだろう。だが、サンスクリット語として残っている名称は *Śikṣāsamuccaya* における *Satyaka* なので、本稿では *Satyaka* を用いる。なお、この *Satyaka* の原型となる人物は、Jenkins が明らかにしているように、パーリ仏典 *Cūlasaccakasutta* (*Majjimanikāya*, 35) に登場する *Niṅaṅṭhaputta Saccaka* という仏教外の出家僧である。この *Saccaka* のサンスクリット語形も *Satyaka* である。
- 5) \**dhārmika* は「正しい」であり、「法を具えた」は若干くどい訳である。だが、本稿では、「正しい」とすると他の「正しい」と混乱する恐れがあるので、またチベット語訳を直訳すると「法を具えた」(*chos dang ldan pa*) なので、「徳を具えた」「礼儀を具えた」の「具えた」の意味で「法(正しさ)を具えた」という訳語を用い

ることにする。

- 6) 『サティヤカの章』 D 103r1-r2 / S 61.4-5 / J 76.11-13 — smras pa / ji ltar na chos dang ldan pa yin / smras pa / bdag nyid dge ba bcu'i las kyi lam yang dag par blangs shing gnas pa'i slad du'o // 「[チャンダブラディヨータ王は] 語った——どうして〈法を具えている〉なのか。[サティヤカは] 語った——自分自身が十善業の道を正しく受持しているためである。」なお、不法 (chos ma yin pa) には十善業の道 (mi dge ba bcu'i las kyi lam) を対応させている (D 104r3-r4, S 64.5, J 79.19-80.1)。
- 7) 『サティヤカの章』 D 99v4-100v6 (前) / 101r2-v4 (後) / S 52.5-55.5 (前) / 56.2-57.6 (後) / J 65.2-68.12 (前) / 69.4-72.4 (後)。「前」と記した箇所では十善とその反対の十悪を説くが、「後」と記した箇所では、これら十善の他に、注意深くあること (bag yod) と、戒を遵守する比丘とバラモンと父と母を供養し敬うことが、遵守すべきこととして付け加えられている。十善に2つ加えて十二善と見なすこともできるが、本經典の後の箇所ではこれら2項目には別の位置づけが与えられている。
- 8) 『サティヤカの章』 D 100v6-101r2 / S 55.5-56.1 / J 68.13-69.2。「注意深さを保つ等」の「等」とは、ものが無常であることをよく観察することと、業の報いがあることを想うことである。だが後述するように本經典の後の別箇所では、無常の観察は注意深さの一要素として整理されている。また、業報を想うことは、十善の最後 (不邪見) と内容的に重なっている。
- 9) 『サティヤカの章』 D 103v7 / S 63.7 / J 79.7-8.
- 10) 『サティヤカの章』 D 104r5-r6 / S 65.1 / J 80.6-8 — don gyi bstan bcos su ming btags pa / gnod par 'gyur ba dang ldan pa / dam pa'i chos ltar bcos pa / rtsod pa'i dus na skyes bu dam pa ma lags pas bgyis pa la mos pas yongs su bsgos pa'i<sup>1)</sup> Ita bas yon tan du lta ba lags so // (異読: bsgos pa'i] DJ; bgos pa'i S) 「(誤った法により迷うこととは、) アルタ・シャーストラと名付けられたもの——危害をもたらすもの(殺生の教え)を含んでおり、正法のように見せかけられており、カリ・ユガにおいて劣った人により作られたもの——を信じ、完全に命命と見なし、功德あると見なすことである。」
- 11) 『サティヤカの章』 D 104r6-r7 / S 65.1-3 / J 80.9-13 — smras pa / bram ze / bstan bcos gang la chos dang ldan pa'i rgyal pos brten cing skye dgu skyong bar byed pa de<sup>1)</sup> bstan bcos gang yin / smras pa / rgyal po chen po / de ni bstan bcos gang las mi rigs pa'i chags pa dang / mi rigs pa'i zhe sdang dang / mi rigs pa'i gti mug gi gnyen po rang bzhin nam / rab tu dbye ba'am / phan yon gyi sgo nas bstan pa ste<sup>ii)</sup> (異読: i) byed pa de ] S; byed pa'i DJ. ii) bstan pa ste ] DJ; bstan pa te S.) 「[チャンダブラディヨータ王は] 語った——バラモンよ、法を具えた王は教書に依拠しながら臣民を守護するが、それはどの教書か。[サティヤカは] 語った——大王よ、それは、教書中に、悪しき貪りと悪しき怒りと悪しき迷いの対治が、自性あるいは種類あるいは利益の門から説かれているものである。」

- 12) 『サティヤカの章』 D 104r7-v1 / S 65.3-4 / J 80.13-16 — de la / gnyin po'i rang bzhin ni 'di lags te / 'di lta ste / de'i gnyen por 'gyur ba ma chags pa dge ba'i rtsa ba dang / zhe sdang ma mchis pa<sup>i)</sup> dge ba'i rtsa ba dang / gti mug ma mchis pa<sup>ii)</sup> dge ba'i rtsa ba lags so // de la gnyen po kun nas slong ba ni 'di lags te / 'di lta ste / bag mchis pa dang snying rje lags so // (異読 : i) mchis pa'i ] DS; mchis pa J. ii) mchis pa'i ] DS; mchis pa J.) 「それ (前注の引用文の内容) に関して、対治を自性とするとは、以下のことである。すなわち、それ [ら貪りと怒りと迷い] の対治となるのは [それぞれ]、貪りが無いという善根と、怒らないという善根と、迷いが無いという善根である。それ [ら] の対治を生み出すもの (kun nas slong ba, \*samutthāna) は、以下のものである。すなわち、注意深さと憐みである。」
- 13) 『サティヤカの章』 D 104v1-v5 / S 65.5-66.3 / J 80.17-81.9 — chos dang ldan pa'i rgyal po'i longs spyod nams dang bdag nyid kyang mi rtag par rtogs shing dran pa nye bar bzha-g<sup>i)</sup> ste / nyes dmigs su lta zhing nges par 'byung ba 'tshal bas longs spyod nams la spyod cing rgyal po'i dbang phyug gi dbang bgyid pa 'di ni / de'i bag mchis pa lags so // gang la gnas te / ma thob pa'i longs spyod kyi 'bras bu la nye bar mi 'tsho ba dang / thob pa la'ang<sup>ii)</sup> dus ma yin par nye bar mi 'tsho ba dang / dus la bab kyang dbul po nams la gnod pa bgyis shing nye bar mi 'tsho ba<sup>iii)</sup> dang / mu ge'i gnod pa zhig byung na skye dgu nams kyi sky-abs bgyid pa dang / chom rkun gyi gnod pa dang / pha rol gyi dmag tshogs kyi gnod pa dang / gcig la gcig gnod par gyur pa zhig byung na / yang dag par phan 'dogs par bgyid pa dang / dbul po nams la nor sbyin pa dang / mi srun pa nams la yang dag par chad pas bcad pa 'di ni / de'i snying rje zhes bgyi ste / rgyal po chen po / chos gnyis po de dag dang ldan na chos dang ldan pa'i rgyal po skye dgu yang dag par skyong bar bgyid ces bgyi ba<sup>iv)</sup> lags te / bag mchis pa dang snying rje gnyis lags so // (異読 : i) bzha-g ] SJ; gzhag D. ii) thob pa la'ang ] DJ; thob pa'ang S. iii) nye bar mi 'tsho ba ] DS; mi 'tsho ba J. iv) ces bgyi ba ] J; cas bgyi ba D; ces pa S.)
- 14) たとえば、『マヌ法典』 Skt ed. (Olivelle 2005), 7.144.
- 15) 『サティヤカの章』 D 107r2-r4 / S 72.5-73.1 / J 88.1-7.
- 16) 拙稿 (2007 : 58、第1章の注42 (75-76)) において、インドの古代期から初期中世期、自分自身の信仰が仏教であれ仏教外の何らかの伝統であれ、仏教と仏教外の双方に土地寄進を行った複数の王の例を論じた。
- 17) 7世紀頃編纂の『大日経』 (\*Mahāvairocanaḥhisambodhivikurvitādhiṣṭhānavaipulyasūtra) は、仏教徒だけでなく仏教徒でない者たちも十善を順守していると述べる (D 218r7-218v1)。
- 18) 『サティヤカの章』 D 105r2-r3 / S 67.1-2 / J 82.8-11.
- 19) 『サティヤカの章』 D 105r3-r4 / S 67.2-3 / J 82.12-15.
- 20) 『サティヤカの章』 D 105r4-r6 / S 67.3-6 / J 82.16-83.4 — smras pa / ji ltar na byams pas yin gyi / zhe sdang gis ma yin zhes bya / smras pa / gal te skyon brjod pa tsam gyis mi

'grub par rtogs pa zhig na / 'gum pa<sup>i</sup> dang / dbang po nyams par bgyid pa<sup>ii</sup> dang / yan lag gtub pa ma gtogs par / byams pa'i sems dang snying rje'i sems nye bar bzhag<sup>iii</sup> ste / bcing ba dang / go rar tsal ba dang / brdeg pa dang / bsdigs pa dang / gnod par bgyi ba dang / spyo ba dang / brgyad bkag pa dang / gnas nas<sup>iv</sup> bkar ba dang / longs spyod 'phrog pa<sup>v</sup> la sogs pa brlang po<sup>vi</sup> nram pa rnams kyis brlang por<sup>vii</sup> bgyi ba ste / de las 'das par brlang por<sup>viii</sup> bgyi ba ma lags so // (異読 : i) 'gum pa ] DJ; dgum pa S. ii) bgyid pa ] DJ; bgyi ba S. iii) nye bar bzhag ] SJ; nye bar gzhang D. iv) gnas nas ] DJ; gnas S. v) 'phrog pa ] DJ; dbrog pa S. vi) brlang po'i ] em.; brlang ba'i DSJ. vii) brlang por ] em.; brlang bar DSJ. viii) brlang por ] em.; brlang bar DSJ.) 「[チャンダプラディヨータ王は] 語った——「どのように (慈しみをもってであるが、怒りをもってではない) と言われるのか。[サティヤカは] 語った——もし口頭での注意のみでは [目的が] 達成されないと分かったならば、殺すことと感官を損傷させることと体肢を切断すること [といった重刑] を除いて、慈しみの心と憐みの心によって、拘束、収監、打つこと、威嚇、[あるいはその他の軽微な] 身体刑、非難、叱責、居住地からの追放、財産の没収 (罰金) などといった厳しい方法で厳しく対処すること [、それが慈しみをもって] であり、それを超えて厳しく対処することは [慈しみをもってでは] ない。」

- 21) 「憎悪の思い」は S の読みであり、D の読みは「見捨てようという思い」である。怒りではなく憐みで、という文脈なので S の読みがより良いが、D の読みも可能である。テキストについては次注を見よ。
- 22) 『サティヤカの章』 D 105r7-v2 / S 68.2-4 / J 83.10-15 — dper bgyi na / phas bu mi srun pa zhig bcos par 'tshal na / byams pa'i sems dang snying rje'i sems nye bar bzhag<sup>i</sup> ste / dgum pa dang / dbang po nyams par bgyi ba dang / yan lag gtub pa ma gtogs par / gnod pa'i nram pa gzhan gyis brlang por<sup>ii</sup> bgyid de / 'on kyang de la sdang ba'i<sup>iii</sup> sems sam / gnod par bgyi ba'i sems mi 'byung ste / gzhan du na<sup>iv</sup> nyes pa bzlog pa nyid kyid ched du bgyis te / nyes pa ma byung ba rnams mi 'byung bar bya'o snyam ste brlang por<sup>v</sup> bgyid do // (異読 : i) nye bar bzhag ] SJ; nye bar gzhang D. ii) brlang por ] em.; brlang bar DSJ. iii) sdang ba'i ] SJ; gtang ba'i D. iv) gzhan du na ] DS; gzhan du J. v) brlang por ] em.; brlang bar DSJ.) 「たとえるならば、父は、悪意ある息子をしつけないと思うならば、慈しみの心と憐みの心によって、殺すことや知覚器官を損傷させることや体肢を切断すること [といった重刑] を除く他の [軽微な] 制裁の方法により厳しく行う。だが、彼に対し、憎悪の思いあるいは害してやろうという思いは生じない。そうではなく、罪を取り払うために行ったのであり、“まだ生じていない数々の罪が生じることのないように”と考えて厳しく行う。」
- 23) 『サティヤカの章』 D 105v2-v5 / S 68.4-69.1 / J 83.16-84.5. cf. 『サティヤカの章』 D 110v7-111r1 / S 83.1-2 / J 98.15-17 — skye dgu<sup>i</sup> ris su gtogs pa'i sems can rnams la bu'i 'du shes kyis gnas pa ni / rgyal po de phas bu bcos pa ltar mi srun pa<sup>ii</sup> tshar gcad pa la 'jug kyang / snying rje'i<sup>iii</sup> bsam pa mi gtong ba'o // (異読 : i) skye dgu<sup>i</sup> ] D; skye dgu SJ. ii) mi



de zhi bar<sup>vii</sup>) bgyi ste / (異読 : i) bgyi bas ] DJ; bgyi bar S. ii) 'thab mo ] SJ; thab mo D. iii) phan gdags pas ] DS; phan gdags pa J. iv) 'thab mo ] SJ; thab mo D. v) bzung ste ] DJ; gzungs ste S. vi) 'thab mo ] SJ; thab mo D. vii) zhi bar ] DJ; zhi S.) 「そのうち、最初の時の手段の巧みさとは、もし王あるいは大臣が、友好によって[戦争阻止を]遂行できると見込まれるならば、友好によってその戦争を阻止するべきである。もし支援によって遂行できると見込まれるならば、支援によってその戦争を阻止するべきである。もし、多くの方位を掌握していること(広範囲の同盟関係)と、それにより大きな敵となる恐怖などを[相手方に]見せること(威嚇)によって遂行できると見込まれるならば、それら2つを見せることによってその戦争を阻止するべきである。」

- 29) たとえば、『マヌ法典』(Mānavadharmasāstra) Skt ed. (Olivelle 2005), 7.198.
- 30) 『サティヤカの章』 D 111r3 / S 83.4-5 / J 99.7-8 — dgra rnams la de'i rgyus nyes pa'i 'du shes kyis gnas pa ni / de'i rgyu yongs su spong zhing / skye bo gzhan lta ci smos kyi / dgra rnams dang yang mdza' bar bgyid pa'o // 「敵たちはその[罪の]原因によって罪を犯しているとの思いをもつこととは、その原因を完全に取り除きながら、他の人は言うまでもなく、敵たちとも友好関係を作ることである。」
- 31) srog gzung ba (\*jīvagrahā) を「[敵を]生け捕りにすること」と読むことについては、Zimmermann (2000: 202) と Jenkins (2010: 67) を参照。Jamspal の訳 keep protection of all life (Jamspal 2010a: 61) は認められない。
- 32) 『サティヤカの章』 D 110r3-r6 / S 81.1-5 / J 96.18-97.6 — gal te de dag mdza' bar bgyi ba dang / phan gdags pa dang / 'jigs pa bstan pa gang gis<sup>vi</sup>) kyang bsgo ste ma btub na / chos dang ldan pa'i rgyal pos sems gsum nye bar bzhag<sup>vi</sup>) ste 'thab mo<sup>iii</sup>) bgyi'o // gsum gang zhe na / bdag chos dang ldan pa'i rgyal po yin na / bdag gis skye dgu rnams phung bar byas par mi 'gyur grang / phung bar 'gyur ba las ma bzlog pa lta'ang med dam zhes / dang por skye dgu yongs su bskyang ba la sems nye bar gzhang par bgyi'o // gnyis pa ni phas kyī dgra las rgyal bar bgyi ba'i sems so // gsum pa ni srog gzung ba'i sems te / sems gsum po 'di dag nye bar bzhag<sup>iv</sup>) la dpung gi tshogs yan lag bzhi pa<sup>v</sup>) la bka' stsal bar bgyi ste / de ltar dus bar ma la thabs mkhas pa sbyar bar bgyi'o // (異読 : i) gang gis ] DS; gang gi J. ii) nye bar bzhag ] SJ; nye bar gzhang D. iii) 'thab mo ] SJ; thab mo D. iv) nye bar bzhag ] SJ; nye bar gzhang D. v) bzhi pa ] DS; bzhi pa J.) 「もしそれら友好と支援と威嚇によっても命令通りいかないならば、法を具えた王は、3つの心を抱いて戦争を行うべきである。[チャンダブラディョータ王は語った——] 3つとは何か? 私が法を具えた王であるならば、私は臣民たちを[この戦争によって]破滅しないようにしなければならぬ。破滅から免れていることを見ることさえないのか?」と。[サティヤカは語った——] 第一に、臣民を完全に護ることに心を定めるべきである。第二は、敵に勝とうという心である。第三は、[敵を]生きてそのまま捕らえようという心である。これら3つの心を抱いて、四支の軍隊(歩兵、騎馬、象、戦車)に命

令するべきである。以上のように中間の時に手段の巧みさを行使するべきである。」

- 33) 『サティヤカの章』 D 110r6-v2 / S 81.5-82.1 / J 97.7-14.
- 34) たとえば、『マヌ法典』 Skt ed. (Olivelle 2005), 7.198-200. 『マヌ法典』が戦争を最終手段とするのは、戦争の勝利は不確定でリスクがあることが理由であり、敵兵に対する憐みという要素は説かれていない。
- 35) 『サティヤカの章』 D 110v2-v5 / S 82.1-5 / J 97.15-98.3 — de ltar thabs mkhas shing g-yul legs par shom pa'i rgyal pos<sup>i)</sup> ni pha rol gyi dpung bkum mam<sup>ii)</sup> / rma phyung yang / des rgyal po la kha na ma tho ba chung zhing bsod nams ma lags pa chung ba dang / 'bras bu myong ba yang nges pa ma mchis par<sup>iii)</sup> 'gyur ro // de ci'i slad du zhe na / 'di ltar des snying rje ba dang / yongs su mi gtang ba'i<sup>iv)</sup> sems kysis las de mngon par 'du bgyis pa'i slad du'o // gang des skye dgu yongs su bskyang ba dang / bu dang chung ma dang rigs kyi don du bdag dang longs spyod yongs su btang ste<sup>v)</sup> las de bgyis pas / gzhi de las bsod nams<sup>vi)</sup> tshad ma mchis pa yang rab tu 'phel lo // rgyal po chen po / 'thab mo'i<sup>vii)</sup> g-yul zhiig nye bar gnas na / chos dang ldan pa'i rgyal pos de ltar nan tan du bgyi'o// (異読 : i) rgyal pos ] DS; rgyal po J. ii) bkum mam ] DJ; ngam S. iii) mchis par ] DS; chis par J. iv) mi gtang ba'i ] DS; ma btang ba'i J. v) btang ste ] DS; btang ba ste J. vi) bsod nams ] DS; bsod nams kyang J. vii) 'thab mo'i ] SJ; thab mo'i D.)
- 36) Zimmermann (2000: 204).
- 37) たとえば Hara (2001) を見よ。
- 38) 『菩薩地』(戒の章) Skt ed. (Dutt 1966), p. 125, l. 9-p. 125, l. 14. 他にはシャーンティデーヴァ (Śāntideva) 作『入菩提行論』(Bodhicaryāvatāra) Skt ed. (Vaidya 1960), 5.84 (短いので引用しよう — … parārtheṣu bhavet satatam utthitaḥ / niśiddham apy anujñātaṃ kṛpālor arthadarśinaḥ // 「つねに他者の利益に奮い立つべきである。たとえ禁止されたことであっても、慈悲があり [そこに] 利益を見る者には、許されている。』)。他に Vasubandhu, Āryadeva, Bhāviveka, Candrakīrti も同様のことを述べる (Jenkins 2010: 68, 2010 (2011): 310)。だが、本稿で検討している『サティヤカの章』の戦争論のように、禁止された行為を認める実際の教説においては、憐みと利益ある行為だけあればよいというものではなく、それが最後の手段である等、他の条件も必要となる。
- 39) 『サティヤカの章』 D 111v2 / S 84.5-6 / J 100.3-5 — de la gnod par sems pa'i dgra nmas rang rang gi las kyi nram par smin pa'i nyes pas phung zhing bas pa dang / ma mchis par 'gyur lags so //
- 40) Jenkins (2010: 69).
- 41) 拙稿 Revisiting the Buddhist Discourses on Warfare: Six Attitudes and the Nature of Factors Constituting the Attitudes (仮題 : 2019 年末刊行予定)。『善巧方便経』や『菩薩地』が説く“慈悲殺”については、Tatz (1986: 70-71 & 1994: 73-74)、藤田 (1995)、Schmithausen (1999: 59, footnotes 66 & 67)、Harvey (2000: 135-137)、岡野 (2010)、

- Jenkins (2010 (2011): 315-316)、Jenkins (2016: 145) も見よ。  
 42) Schmithausen (1999: 54).  
 43) Zimmermann (2000: 199-200).  
 44) Jenkins (2010: 67).

略号・一次資料

D sDe dge (チベット大蔵経デルゲ版)

J Jampal (2010b)

r recto (表面)

S Stok Palce (チベット大蔵経トクパレス版)

Skt ed. Sanskrit text critically edited (サンスクリット語校訂テキスト)

T 大正新脩大蔵経

Tib ed. Tibetan text critically edited (チベット語校訂テキスト)

v verso (裏面)

\* (サンスクリット語) チベット語訳等から復元したサンスクリット語

『サティヤカの章』 *'Phags pa byang chub sems dpa'i spyod yul gyi thabs kyi yul la nram par 'phrul ba bstan pa zhes bya ba theg pa chen po'i mdo* (\**Āryabodhisattvagocaropāyaviṣaya vikurvānirdeśa*) or *Āryasatyakaparivarta*, D No. 146 / S Vol. 77, No. 1 / Tib ed., Jampal (2010b).

『大日経』 *Rnam par snang mdzad chen po mngon par rdzogs par byang chub pa nram par sprul ba byin gyis rlob pa shin tu rgyas pa mdo sde'i dbang po rgyal po zhes bya ba'i chos kyi nram grangs* (\**Mahāvairocanābhisambodhivikurvītādhiṣṭhānavaipulyasūtreन्द्रarājan āmadharmaparyāya*), D No. 494.

『入菩提行論』 Śāntideva 作 *Bodhicaryāvatāra*, Skt ed., Vaidya (1969).

『菩薩地』 Asaṅga 作 *Bodhisattvabhūmi*, Skt ed., Dutt (1966).

『マヌ法典』 Mānavadharmasāstra, Skt ed., Olivelle (2005).

参考文献

- Dutt, Nalinaksha. *Bodhisattvabhūmiḥ Being the XVth Section of Asaṅgapāda's Yogācārabhūmiḥ*. Patna: K. P. Jayaswal Research Institute, 1966.  
 Hara, Minoru. "The Death of the Hero." *Kokusai Bukkyōgaku Daigakuin Daigaku Kenkyū Kiyō (Journal of the International College for Advanced Buddhist Studies)* 4 (2001): 1-26.  
 Harvey, Peter. *An Introduction to Buddhist Ethics*. Cambridge: Cambridge University Press, 2000.  
 Jampal, Lozang (a). *The Range of the Bodhisattva, A Mahāyāna Sūtra (Ārya-bodhisattvagocara) The Teaching of the Nirgrantha Satyaka, Introduction and Translation*. New York: The American Institute of Buddhist Studies, Columbia University Center for Buddhist

Studies, and Tibet House US, 2010.

- \_\_\_\_\_. (b). *The Range of the Bodhisattva, A Mahāyāna Sūtra (Byang chub sems dpa'i spyod yul) The Teaching of the Nirgrantha Satyaka, Critical Tibetan Edition*. New York: The American Institute of Buddhist Studies, Columbia University Center for Buddhist Studies, and Tibet House US, 2010.
- Jenkins, Stephen. "Making Merit through Warfare and Torture According to the *Ārya-Bodhisattva-gocara-upāyaviṣaya-vikurvaṇa-nirdeśa Sūtra*." In *Buddhist Warfare*, edited by Micheal Jarrison and Mark Juergensmeyer, 59-75. Oxford: Oxford University Press, 2010.
- \_\_\_\_\_. "On the Auspiciousness of Compassionate Violence." *Journal of the International Association of Buddhist Studies* vol. 3, no. 1-2 (2010 (2011)): 299-331.
- \_\_\_\_\_. "Debate, Magic, and Massacre: The High Stakes and Ethical Dynamics of Battling Slanderers of the *Dharma* in Indian Narrative and Ethical Theory." *Journal of Religion and Violence* 4-2 (2016): 129-157.
- Olivelle, Patrick. *Manu's Code of Law: A Critical Edition and Translation of the Mānava-Dharmaśāstra*. Oxford: Oxford University Press, 2005.
- Rhys Davids, T. W. *The Questions of King Milinda*. Delhi, Varanasi and Patna: Motilal Banarsidass, 1965 (first edition: Oxford University Press, 1890).
- Schmithausen, Lambert. "Aspects of the Buddhist Attitude towards War." In *Violence Denied: Violence, Non-violence and the Rationalization of Violence in South Asian Cultural History*, edited by E. M. Houben and K. R. Van Kooij, 45-67. Leiden: Brill, 1999.
- Silk, Jonathan. "Review Article: The Proof Is in the Pudding: What Is Involved in Editing and Translating a Mahāyāna Sūtra?" *Indo-Iranian Journal* 56 (2003), 157-178.
- Tatz, Mark. *Asaṅga's Chapter on Ethics with the Commentary of Tsong-Kha-Pa, the Basic Path to Awakening, the Complete Bodhisattva* (Studies in Asian Thought and Religion, vol. 4). Lewiston: Queenston, 1986.
- \_\_\_\_\_. *The Skill in Means (Upāyakaūśalya) Sūtra*. Delhi: Motilal Banarsidass, 2016 (first edition, 1994).
- Vaidya, P. L. *Bodhicaryāvatāra of Śāntideva with the Commentary Pañjikā of Prajñākaramati*. Darbhanga: Mithila Institute of Post-Graduate Studies and Research in Sanskrit Learning, 1960.
- Zimmermann, Michael. "A Mahāyānist Criticism of *Arthaśāstra*: The Chapter on Royal Ethics in the Bodhisattva-gocaropāya-viṣaya-vikurvaṇa-nirdeśa-sūtra." *Annual Report of the International Research Institute for Advanced Buddhology at Soka University for the Academic Year 1999* (2000), 177-211.
- \_\_\_\_\_. "Only a Fool Becomes a King: Buddhist Stances on Punishment." In *Buddhism and Violence*, edited by Michael Zimmermann, 213-242. Lumbini: Lumbini International Research Institute, 2006.

岡野潔「釈尊が前世で犯した殺人：大乘方便経によるその解釈」『哲學年報（九州大学大学院人文科学研究院）』69, 2010年, 139-175頁。

杉木恒彦『サンヴァラ系密教の諸相——行者・聖地・身体・時間・死生——』, 東信堂, 2007年。

中村元・早島鏡正訳『ミリンダ王の問い2』, 平凡社, 1964年。

藤田光寛「〈菩薩地戒品〉に説かれる「殺生」について」『密教文化』191, 1995年, 136-152頁。

(すぎき つねひこ／広島大学准教授)